

介護老人福祉施設重要事項説明書

＜ 令和 6年 4月 1日 現在 ＞

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 04(2991)5050(午前9時00分から 午後6時00分まで)
担当 介護支援専門員
生活相談員

2 特別養護老人ホーム なみきロイヤルの園の概要

(1) 提供できるサービスの種類 介護老人福祉施設サービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	特別養護老人ホーム なみきロイヤルの園
所在地	埼玉県所沢市北原町1375番地2
法人名	社会福祉法人 栄光会
代表者名	理事長 北林 登美雄
電話番号	04(2991)5050
介護保険事業者番号	1172505370

(3) 事業の目的

施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰お念頭に置いて、入浴排泄、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活を営む上でのお世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるようなサービスを提供します。

(4) 施設の職員体制(短期入所生活介護を含む)

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉施設長資格認定講習了	1名		施設の業務統括	1名
医師	医師		1名	診察、健康管理、保健衛生指導等	1名
生活相談員	社会福祉士	2名		生活相談、面接、入退所連絡調整等	2名
栄養士	管理栄養士	1名		献立作成、栄養管理、給食業務全般	1名
機能訓練指導員	看護師、准看護師		1名	機能訓練プログラムの作成、実施指導等	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		サービス計画の立案、管理等	1名
事務職員		3名		総務、庶務、会計経理、施設整備等	4名
看護職員	看護師、准看護師	2名	4名	医療、健康管理業務等	7名
介護職員	介護福祉士	30名	13名	日常生活の介護、援助、褥瘡等	29名
	介護職員初任者研修、実務者研修	7名	3名	日常生活の介護、援助、褥瘡等	22名
	その他	2名	1名	日常生活の介護、援助、褥瘡等	7名

(5) 介護職の通常の勤務体制

- ・早 番（ 7：00～16：00）… 5 名 ・日 勤（ 9：00～18：00.）… 10 名
- ・遅 番（11：00～20：00）… 6 名 ・夜 勤（17：00～ 9：30）… 5 名

(6) 施設の設備の概要

定 員	100名（うち短期入所生活介護 20名）
居 室	定員 1名 （全室個室のユニットケア）
（ユニット）	1階2ユニット 2～3階4ユニット 1ユニット定員10名
浴 室	各ユニットに1箇所設置 機械浴室 各階に1箇所設置
ト イ レ	各ユニットに3箇所設置
共同生活室	各ユニットに1箇所
医 務 室	1階に設置

3 サービスの内容

①施設サービス計画の立案

……介護支援専門員と介護関係職員が協議して計画をたて、利用者の方に説明し、同意をいただきます。

②食 事……朝食 8：00～ 9：00

昼食 12：00～13：00

夕食 18：00～19：00 以上の他、湯茶等のサービスがあります。

③入 浴……週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

④介 護……施設サービス計画に沿って下記の介護をおこないます。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い 等

⑤機能訓練……利用者の状況に応じ、機能回復訓練を行います。

⑥生活相談……常勤の生活相談員に、日常生活に関することも含め相談できます。

⑦健康管理……当施設では、年間1回の健康診断を行います。日程については、別途ご連絡します。また、医務室にて診療や健康相談サービスを受けることができます。

⑧協力医療機関

……所沢ロイヤル病院・小手指デンタルクリニック

⑨事故発生の防止及び発生時の対応

……事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

⑩非常災害対策

- ・防災時の対応……別途定める「消防計画」により対応します。
- ・防災設備 ……自動火災報知機、火災通報装置、非常放送設備、スプリンクラー、消化

器、消火用散水栓など

⑪身体的拘束等

……身体的拘束等は原則として行いません。ただし、緊急やむを得ず必要と認められる場合は、別に定める手続きを経て実施することがあります。

⑫療養食の提供

……当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために療養食をご用意しております。詳しくはお尋ねください。料金は別途かかります。

⑬行政手続代行

……行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。ただし、手続に係る経費は、その都度お支払いいただきます。

⑭日常生活費・支払代行

……介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入・支払代金を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途「日常生活費・支払代行契約書」の締結が必要となります。

⑮所持品の保管

……特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、お尋ねください。

⑯レクリエーション

……当施設では、夕涼み会、敬老会、運動会、バスハイク等年間数回の行事を行います。クラブ活動も行います。行事やクラブ活動によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾いただきます。

⑰その他のサービス

ア 通院サービス：医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。
料金は別途かかります。

イ 理美容サービス：当施設では、理美容サービスを実施しております。
料金は別途かかります。

ウ 歯科の診療：必要に応じて歯科の往診を受けることができます。
料金は別途かかります。

エ その他のサービス：介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受け、ご相談させていただきます。

4 利用料金

(1) 基本料金

- ① 施設利用料……単位数の合計に地域加算をかけた金額になります。実際にご負担いただくのは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額となります。

1日あたりの自己負担分（地域加算6級地：1単位10、27円）

	全額	1割	2割	3割
要介護1（670単位）	6,880円	688円	1,376円	2,064円
要介護2（740単位）	7,599円	760円	1,520円	2,280円
要介護3（815単位）	8,370円	837円	1,674円	2,511円
要介護4（886単位）	9,099円	910円	1,820円	2,730円
要介護5（955単位）	9,807円	981円	1,962円	2,943円

※ ただし、入所後30日間に限り、初期加算として1日あたり30単位が加算されますので、上記料金に31円（1割負担）、62円（2割負担）が割り増しとなります。

※ 入所期間中に入院、又は自宅に外泊した期間の取扱い、退所時に、その生活について、連絡調整・情報提供等を行った場合については、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

② 加算料金

		全額	1割	2割	3割
看護体制加算Ⅰ口（4単位）		41円	5円	9円	13円
看護体制加算Ⅱ口（8単位）		82円	9円	17円	25円
夜勤職員配置加算Ⅱ口（18単位）		184円	19円	37円	56円
サービス提供体制強化加算Ⅰ（22単位）		225円	22円	45円	67円
サービス提供体制強化加算Ⅱ（18単位）		184円	19円	37円	56円
サービス提供体制強化加算Ⅲ（6単位）		61円	7円	13円	19円
日常生活継続支援加算Ⅱ（46単位）		472円	48円	95円	142円
個別機能訓練加算（12単位）		123円	13円	25円	37円
協力医療機関連携加算					
(R6年度は100単位/月、 R7年度から50単位/月)		1,027円 513円	103円 52円	206円 103円	309円 154円
看取り加算	死亡日以前31日～45日（72単位）	739円	74円	148円	222円
	死亡日以前4～30日（144単位）	1,478円	148円	296円	444円
	死亡日の前日、前々日（680単位）	6,983円	699円	1,397円	2,095円
	死亡日（1280単位）	13,145円	1,315円	2,629円	3,944円
退所時情報提供加算（250単位/回）		2,567円	256円	513円	770円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（40単位/月）		410円	41円	82円	123円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）（50単位/月）		513円	52円	103円	154円

ADL 維持加算（Ⅰ）（30 単位/月）	308 円	31 円	62 円	93 円
ADL 維持加算（Ⅱ）（60 単位/月）	616 円	62 円	124 円	182 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（3 単位/月）	30 円	3 円	6 円	9 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）（13 単位/月）	133 円	14 円	27 円	40 円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（10 単位/月）	102 円	11 円	21 円	31 円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）（5 単位/月）	51 円	6 円	11 円	16 円
新興感染症等施設療養費（240 単位/日）	2,464 円	247 円	493 円	740 円
安全対策体制加算（20 単位）	205 円	21 円	41 円	62 円

※ 上記の金額の合計に介護職員処遇改善加算Ⅰとして8.3%、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ2.7%、介護職員等ベースアップ等支援加算1.6%が加算されます。R6年6月からはこれら加算が1本化され、介護職員等処遇改善加算として14%の加算となります。また端数処理のため、実際の請求額と異なる場合があります。

(2) 食事負担金 1日あたり 1,600円

(3) 居住費 1日あたり 2,500円

※ (2) (3) について、介護保険負担限度額認定証を提示した場合その記載された額。

(4) その他の料金 ……利用者及びご家族の希望により提供いたします。

① 理美容費 ……実費

② 複写費 ……1枚あたり モノクロ 10円、カラー 50円

③ 日常生活費 ……日常生活にかかる費用で、タオル、ティッシュ、おしぼりなどについては、ご利用者またはご家族でご準備ください。ただし、ご希望される場合は当施設でも準備できます。その際は、便宜上係る経費として実費相当分をご負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。詳細につきましては別途「日常生活費・支払代行契約書」をご確認ください。

④ 預かり金出納管理費

……1日あたり 50円

※③、④をご希望の場合、別途「日常生活費・支払代行契約書」を締結していただきます。

⑤ その他 ……上記のほか、レクリエーション費用、所持品預かり・保管などは自己負担になります。

(5) 基本料金の減免措置

……生活相談員にお尋ねください

(6) 支払方法 ……毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払ください。

ただし、退所される場合は、退所日までの分をその都度請求いたしますので、15日以内にお支払ください。お支払いいただきますと、

領収証を発行します。

お支払い方法は、口座自動引き落とし、銀行振込、現金による窓口精算の3通りの中からご契約の際に選べます。

- (7) 料金の変更 ……介護保険関係法令の改正等により料金が変わる場合は、事前にご説明をし、承諾をいただきます。

5 入退所の手続

(1) 入 所 手 続

まずは、お電話等でお申し込みください。生活相談員が面接にお伺いいたします。入所していただける状態であれば、居室が空きしだい入所していただけます。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退 所 手 続

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。

② 自 動 終 了

以下の場合は、通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合 ……その翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合は、所定の期間の経過を持って退所していただきます。
- ・利用者がお亡くなりになった場合 ……その翌日

③ そ の 他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払い支払期限（15日間）までに支払うことがなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3か月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。この場合、退院後に再度入所を希望される場合はお申し出ください。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・上記①から③による退所が行われ、契約が終了した場合であって、利用者のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降ホームを利用することとなる場合は、その利用

に要する実費を請求します。

6 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ① 明るくて暖かい、家庭的な雰囲気にはまり溢れたホーム運営を行い、安心、生きがい、感動づくりを目指します。
- ② 「利用者本位」、「残存能力の活用」、「サービスの総合性」を介護基本理念とします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の有無	有	
サービスマニュアルの作成	有	
第三者評価	無	
身体的拘束	無	身体保護のため緊急やむを得ない場合のみ有

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 ……面会時間 9:30～20:00
- ・外出、外泊 ……外出（短時間を除く）又は外泊される場合は、あらかじめ「外出・外泊届」を提出してください。
- ・飲酒、喫煙 ……飲酒、喫煙につきましてはご遠慮ください。
- ・設備、器具の利用 ……介護に必要な器具は、原則として無償で利用できます。
ただし、特殊な器具については、ご購入していただく場合があります。
- ・金銭、貴重品の持ち込み ……現金や貴重品の持ち込みは、ご遠慮願います。
- ・所持品の持ち込み ……施設内で保管いたしますが、収納場所に限りがありますので制限させていただく場合があります。
- ・施設外での受診 ……急変時の受診は、当施設で対応しますが、それ以外の受診は、ご家族で対応していただくこともあります。ただし、付添い代行は、ご相談ください。
- ・宗教活動 ……施設内での活動は、ご遠慮願います。
- ・ペット ……施設内での飼育は、ご遠慮願います。
- ・お心付け ……施設では、皆様からの「お心付け」はご遠慮させていただいております。菓子類につきましても、お受け取りできませんのでご了承ください。
- ・差し入れ等 ……差し入れ等を持参された場合は、職員にお申し出ください。

7 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化や緊急の事態があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の緊急連絡先に速やかにご連絡いたします。

連絡先①	氏 名	
	住 所	
	電話番号（携帯）	
	続 柄	
連絡先②	氏 名	
	住 所	
	電話番号（携帯）	
	続 柄	
連絡先③	氏 名	
	住 所	
	電話番号（携帯）	
	続 柄	

8 相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記サービス相談窓口までお申し出ください。なお、当該窓口に相談しにくい場合は、苦情解決第三者委員もしくは福祉サービス苦情相談窓口にご相談ください。また、個人情報についての苦情も受け付けております。

☆ サービス相談窓口 ☆

電話番号 04（2991）5050 特別養護老人ホームなみきロイヤルの園 相談係

受付時間 月曜日から土曜日 午前9時00分から 午後6時00分まで

相談窓口 生活相談科

苦情解決責任者 施設長

☆ 福祉サービス苦情解決窓口 ☆

所沢市介護保険課

電話番号 04（2998）9420

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談専用

電話番号 048（824）2568

埼玉県運営適正化委員会

電話番号 048（822）1243

◎個人の秘密は守られます ◎相談は無料です

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

事業者

<所在地> 埼玉県所沢市北原町1375番地2
<名称> 社会福祉法人 栄光会
特別養護老人ホーム なみきロイヤルの園

<説明者氏名> _____ ㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明に同意し、交付を受けました。

利用者

<住所> _____

<氏名> _____ ㊞

(代理人：続柄 _____)

<住所> _____

<氏名> _____ ㊞

個人情報についての同意書

令和 年 月 日

社会福祉法人 栄 光 会
特別養護老人ホーム なみきロイヤルの園
施 設 長

利 用 者

<住 所> _____

<氏 名> _____ ㊟

(代 理 人：続柄 _____)

<住 所> _____

<氏 名> _____ ㊟

私は、社会福祉法人栄光会 特別養護老人ホームなみきロイヤルの園と締結した「介護老人福祉施設利用契約書」に基づく施設サービスの提供にあたり、下記の事項に同意いたします。

記

1. 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
2. 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
3. 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、保険者（市区町村）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
4. 利用者が医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
5. 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
6. 行政の開催する評価会議およびサービス担当者会議において必要とする場合
7. その他サービス提供において必要とする場合
8. 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

介護老人福祉施設利用契約書締結に 伴う確認事項と委任事項

令和 年 月 日

社会福祉法人 栄 光 会
特別養護老人ホーム なみきロイヤルの園
施 設 長

利用者氏名 _____ (印)

代理人氏名 _____ (印)

入所者との続柄 _____

私は、介護老人福祉施設利用契約書を締結するにあたり、下記事項を決定しましたので、通知
ならびに委任いたします。

記

1. 利用料の支払方法

- イ. 預金口座からの自動引き落とし
- . 銀行振込
- ハ. 窓口での支払い

2. 介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入・支払代行を申し込まれる方は別途「日常生活費・支払代行契約書」を締結していただきます

3. 「介護保険利用負担限度額認定・介護保険更新」等の申請代行

- イ 委任する □ 委任しない

日常生活費・支払代行契約書

様（以下「入所者」という。）と社会福祉法人 栄光会 特別養護老人ホームなみきロイヤルの園（以下「ホーム」という。）は、入所者がホームで生活するにあたって必要とされる諸費用の支払い代行について、次のとおり「日常生活費・支払代行契約」を締結します。

1. 入所者は「入所者預り金規定」の説明を受け、別紙「入所時所持金品預り証」記載の金品等をホームで保管・管理することを委任する。

2. 入所者は、次の各号について依頼します。（※該当事項に○印を記入して下さい。）

委 任 す る 事 項	依頼する	依頼しない
(1) 預かり金出納管理費 (1日あたり 50円)		
(2) 日常生活費(日用品A) (1日あたり100円)		
日常生活費(日用品B) (1日あたり100円)		
日常生活費(日用品C) (1日あたり100円)		
(3) 理美容代(実費相当分)		
(4) その他()		

・日常生活費(日用品)

項 目	日用品内容	金 額
日用品A	居室で使用するもの ティッシュ、ウェットティッシュ、ペーパータオル タオル(中)、タオル(大)、綿棒	100円/日
日用品B	口腔衛生として使用するもの 入歯洗浄剤、入歯安定剤、スポンジブラシ、液体洗浄剤	100円/日
日用品C	肌の保湿として使用するもの 低刺激ソープ類(洗顔料、ボディーソープ) 保湿クリーム 類(乳液、ハンドクリーム)	100円/日

※ 上記に日用品はご利用者の状況に応じた用品をご用意いたします。

ご事情により特別な用品が必要な場合はご相談ください。

3. ホームは、1の規定に基づき、善良なる管理者の注意をもって保管・管理する。

契約年月日 令和 年 月 日

契約者

利用者氏名 _____ ⑩

代理人（続柄） _____

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

ホーム 社会福祉法人 栄 光 会
特別養護老人ホーム なみきロイヤルの園
施 設 長